

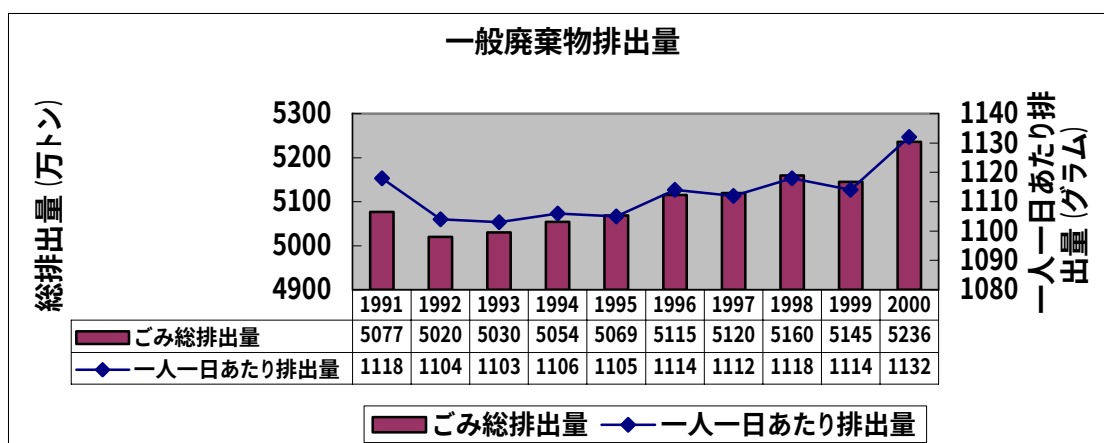
ごみ問題の今日的状況

角 一典（北海道教育大学旭川校）

<ごみの現状>

①量的変化：総量および一人当たり排出量の増加

戦後の経済成長とともに日本のごみ量は右肩上がり増加していたが、オイルショックの時期に一時減少し、1980年代に入って再び増加している。経済企画庁の家計調査によれば、1975年の一人当たり年間排出ごみ量は180kg、1993年は403kgとなっている。近年はほぼ横ばい傾向にある。



②質的变化：生ごみ・紙ごみ中心の組成からプラスチックごみが主流へ

→これによって問題の焦点が代わっている。

1970-80年代のごみ問題：直接埋め立てによる悪臭・水質汚染・害獣による農業被害

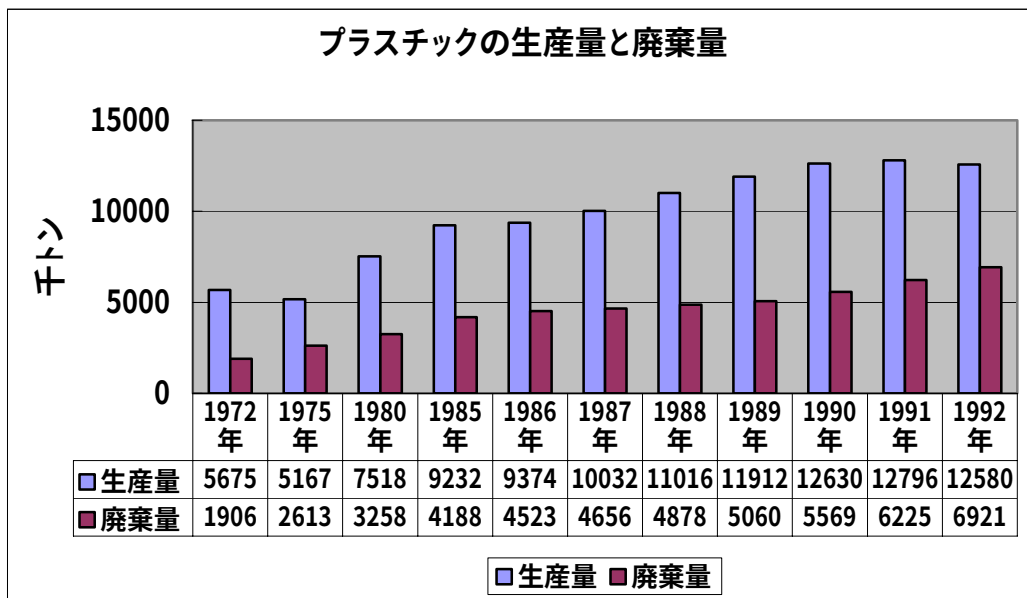
→かつてのごみは厨芥が主流：「季節によってごみの色が違った」

→厨芥は、カラスやねずみなどの害獣を寄せ集め、近隣の畑に被害が発生したり、腐って悪臭を発したり、水源を汚染したりした。

⇒主に厨芥を衛生的に処理するという点で、焼却はきわめて合理的な手段であった。また、首都圏においては、処分場の不足から、ごみの減量・**減容化**が必要であった。

高度経済成長期以降、日本人の生活の中にプラスチックが大量に入り込むようになり、その帰結としてプラスチックごみも増加の一途をたどっている。

¹ ごみは一般廃棄物と産業廃棄物に分けられるが、一般廃棄物の中の主に家庭ごみに関する話に限定されている。ちなみに、1999年には、日本全国で、一般廃棄物は5000万トン、産業廃棄物は4億トン排出されている。



→プラスチックのよい点（「丈夫で長持ち」）は、廃棄の段階では逆に悪い点となる。

処理困難物としてのプラスチック

＜プラスチック廃棄物の問題点＞

①種類が多様である。

→分別しやすい金属類などと違い、多くのプラスチックは分別が難しい。

⇔その中では、PET ボトルは優等生といえる。

②焼却の際に有害化学物質を発生させる。

→ポリ塩化ビニルは、焼却によって塩化水素を発生し、焼却炉を傷める原因となった²。

→日本で発生するダイオキシンの9割は焼却炉からのもの。

→プラスチックに含まれる添加物のなかに有害物質（重金属など）が含まれている場合もある。

③焼却に不向きなプラスチックもある。

→耐熱性のプラスチックや熱硬化性プラスチックなどは焼却処理に不向き。

→PET ボトルも、組成上黒煙を発生しやすい。

＜焼却施設の高度化と広域処理＞

主にダイオキシン対策として、近年の焼却施設は大量・高温焼却や24時間連続操業などの高い性能が要求される。

→燃やし続けるために、一定量のごみが常にあることが必要となる。

² また、1970年代には、プラスチックは高熱を発するため、炉を傷めるという問題もあった。

→ごみ処理の広域化によって一定のごみ量を確保。

⇨ごみの減量という観点からは矛盾しないか？

⇨危険な化学物質はダイオキシンだけに限らない。

＜脱焼却（脱混焼）に向けて：容器包装リサイクル法＞

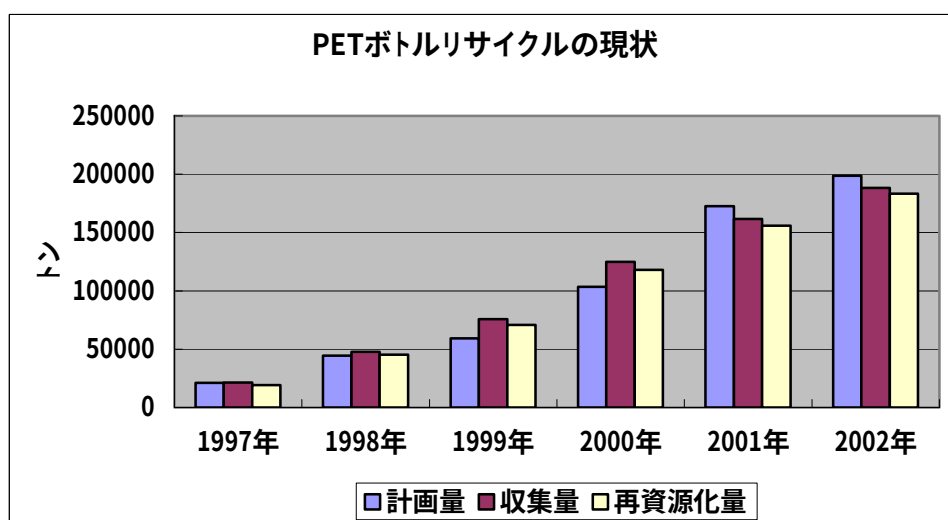
増え続けるごみを適正に処理するために、分別を徹底する必要。特に、さまざまな製品の容器や包装の増加が著しいので、これに対するある種の対応が必要。

→有価物（金属・古紙）以外の廃棄物を分別処理する仕組みの確立

容器包装リサイクル法

（1995 年制定・1997 年一部施行・2000 年完全施行）

スチール缶・アルミ缶・ガラス（透明・茶・それ以外）・紙パック・段ボール・PET ボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装の 10 種類について、企業に再商品化義務を課し、有価物以外については、指定法人を設立して再商品化を促す³。



＜容器包装リサイクル法の問題点＞

①分別が必ずしも理解しやすくない。

→特に、プラスチック製容器包装・紙製容器包装の分別は難しいとされる

→分別するものを容器包装に限定しているところに難しさの原因がある。

②企業の負担が小さい

→ドイツの場合は回収も企業の負担で行われているが、日本では自治体が回収の義務を負っている。⇒結果として税金での処理⁴

³ 容器包装リサイクル法は、ドイツの包装廃棄物規制令をモデルに作られた。

⁴ 平成 14 年度の旭川市における 1 トンあたりのごみ処理費用を比較すると、直接埋立 7332 円、焼却 16400 円、ビン・カン等のリサイクル 32152 円、ペットボトル 104789 円となっ

→企業負担が小さいために容器包装を減らそうという企業の努力が現れにくい。

③再商品化義務量が自治体の収集量よりも小さい場合がある。

→複雑な式によって企業の再商品化義務量が毎年計画的に決定され、それにしたがって再商品化設備の設置や企業が指定法人に支払う委託料が決定されている。しかし、計画以上の回収量が集まった場合、再商品化が行き詰まる可能性がある。

→分別収集されたごみがすべて指定法人にいつているわけではない。

→義務量が増加することは必ずしもよいことばかりではない。

→廃棄物の量を減少させるという根本的問題が看過されてしまう。

⇔それまで廃棄物処理がほとんど税金で賄われていたこと、雑多なものが混ぜられた形で排出されていたことを考慮するならば、容器包装リサイクル法は大きな前進であると評価しなければならない。部分的ではあれ、市民・行政・企業の役割分担を明確にした容器包装リサイクル法の精神は大切であり、より徹底されるべきものである。

<今すぐわれわれにできること・やるべきこと>

＊容器包装リサイクル法の精神から

→ごみを混ぜない・分別を徹底する：集団資源回収や自治体の分別収集に協力。

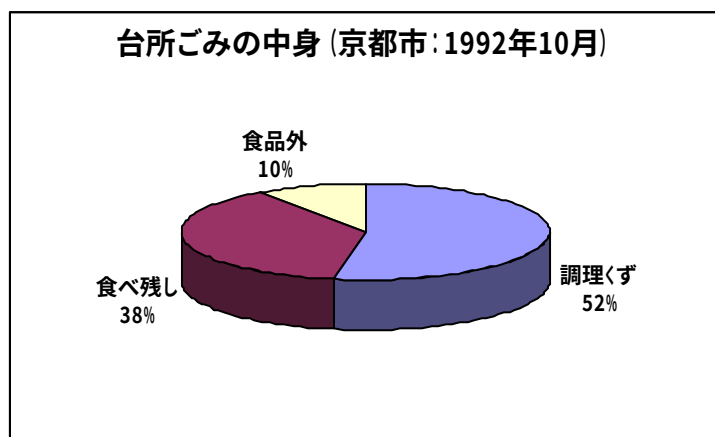
＊3R（Reduce：ごみを出さない Reuse：繰り返し使う Recycle：再資源化する）の徹底

＊グリーンコンシューマー化：買い物をするときにはどれだけ環境にやさしいかを基準に

＊生活スタイルの見直し：

例えば、日本人は国際的にみて食べ残しの多い国民であるといわれる。

（下の例では、全体の14%が手付かずのまま捨てられていた）



ている。